

桜井市市民協働推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民による主体的かつ地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、市の発展に寄与することを目的とした市内で活動をする団体等が行う公益的な事業に対し、予算の範囲内で桜井市市民協働推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、桜井市補助金交付規則（昭和46年8月桜井市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体等)

第2条 補助の対象となる団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体等又は市長が特に認めた団体等とする。

- (1) 市内で主たる活動を行っている団体又は活動による効果が市内である団体
- (2) 会員が5人以上で、会員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体
- (3) 非営利かつ公益的な市民活動を継続的に推進する団体
- (4) この事業に係る補助金交付決定後1年以上継続して活動する見込みがある団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体については、補助対象団体等としない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団（規則第5条第2項第1号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（規則第5条第2項第2号の暴力団員をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する団体
- (4) 営利を主たる目的とする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める団体

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体等が第1条に規定する趣旨に沿って行う市民活動であって、次の各号に掲げる補助対象コースのいずれかに該当する事業とし、その活動の内容、時期、経費等がその活動の目的を達成するために適当であると市長が認めたものとする。

- (1) スタートコース 団体設立後3年未満で、かつ、当該補助金の交付を一度も受け

ていない補助対象団体等が、その活動の基盤を整え、充実するために実施する事業

(2) ステップアップコース 1年以上継続して公益的な活動を行っている補助対象団体等が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助事業としない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業
- (2) 事業効果に持続性及び発展性が欠けると認められる事業
- (3) 市の他の補助制度の対象となる事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額及び期間)

第5条 補助金の額は、補助事業に係る前条の経費の総額に、別表第2の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ中欄に定める補助率を乗じた額（その額が同表右欄に定める額を超える場合は、右欄に定める額）とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助の期間は、この要綱により補助金の交付決定を受けた日の属する年度とする。

4 補助金の交付は、同一年度において1団体につき1事業とする。

(事業の募集)

第6条 市長は、期間を定めて、補助事業の企画提案を募集するものとし、これに応募しようとする補助対象団体等は、桜井市市民協働推進補助金事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第2号様式の事業実施計画書
- (2) 規則第3号様式の収支予算書
- (3) 桜井市市民協働推進補助金交付申請調書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業の審査等)

第7条 市長は、前条の規定により提出があった事業について書類審査の後、公開プレゼンテーションを実施し審査するものとする。

2 補助事業の選考及び補助金の交付額の査定は、桜井市市民協働推進補助金事業審査会

が行い、市長は桜井市市民協働推進補助金事業審査会の審査結果を尊重し、補助事業を採択し、補助金の交付予定額を決定するものとする。

(規則の準用)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則第4条から第13条までの規定を準用する。

2 市長は規則第5条の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業完了後1ヶ月以内に規則第9号様式の事業完了報告書を提出すること。
- (4) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が補助事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (5) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (6) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (7) 規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付を申請した団体等は、規則第5条の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の遂行)

第10条 規則第5条の規定による補助金の交付決定を受けた団体等(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の目的及びこれに付された条件その他この要綱の規定に従って補助事業を遂行しなければならない。

(是正措置)

第11条 市長は、規則第11条に規定する事業の完了報告書を受領した場合において、当該

報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 規則第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。
(交付の取消し等)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した後は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
 - (2) その他市長の定めるもの
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分	経費の種類	
報償費	講師、出演者、協力者等への謝金等	
旅費	講師等の移動及び団体構成員の現地調査等のための交通費（公共交通機関に限る。）、通行料等	
需用費	消耗品費	会議資料、ポスター等の用紙、封筒、文具等
	燃料費	自動車等の燃料（自家用車の燃料費は除く。）、会場の暖房用燃料等
	印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム、報告書等の印刷製本費等
	光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料等（団体の事務所等の管理、運営等に要したものを除く。）
役務費	通信運搬費	郵便料、運搬料等
	手数料	振込手数料等
	保険料	ボランティア保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び車両、機械、機器類等の借上料等	
原材料費	材料費、料理教室の食材等	
備品購入費	賃借することが不可能な備品の購入費	
その他の経費	専門知識、技術等を要する業務についての委託料等その他市長が必要と認める経費	

備考

- 1 この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適当と認められないものについては、補助金の交付対象としない。
- 2 補助金の交付対象となる備品購入費の総額（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る備品購入費を除く。）は、交付される補助金の額の10分の3を超えてはならない。

別表第2（第5条関係）

区分	補助年	補助率	補助限度額
スタートコース	—	10分の10以内	100,000円
ステップアップコース	1年目	4分の3以内	150,000円
	2年目	3分の2以内	200,000円
	3年目	3分の2以内	300,000円
	4年目	2分の1以内	300,000円